

訪問看護医療DX情報活用加算について

令和 6 年診療報酬改定に伴い、当事業所ではオンライン資格確認を行う体制を整え、医療 DX を通じて、質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでおります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認から得た利用者の診療情報や薬剤情報を活用した訪問看護を提供いたします。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療DX情報活用加算 50 円/月

訪問看護医療DX情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

- ① 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
- ② マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
- ③ 医療DX推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
- ④ 以上の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること

対象者

訪問看護療養費を算定する者（医療保険）

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の提供について

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。